

田辺市・不開示審査請求

3件の変更決定に不服申立 「開示」の「不開示」変更は違法

6月13日、3月に田辺市長がした紀州のドンファンこと故・野崎幸助氏の遺産資料等に関する2020年4月と同年5月の開示請求に直接応答する一部開示（開示以外が不開示）と全部不開示の各原決定を2件の一部開示と1件の全部開示に変更した3件の変更決定について、田辺市に不服審査請求を行いました。

変更決定を不服とする審査請求は、主に次のことを主張し変更決定を取り消し開示するよう求めました。

一つに、変更する前の各原決定に対する審査請求を審査会に諮問せず裁決しないまました各変更決定は、審査制度をないがしろにするものであって違法である。



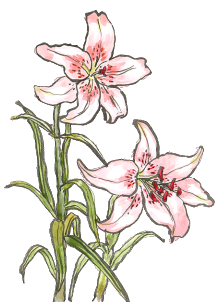
分をしているが、このような処分をする場合、行政手続条例上、「聴聞」手続きを執ることが必要である。なのに、本件の場合、かかる手続きを執っていない、手続きに瑕疵のある違法な処分である。三つに、今回、一部不開示にした「故野崎

幸助氏による遺贈について」とする文書（A4サイズ1枚）の不開示情報について、かかる文書自体が、元々市

が報道関係者に公表するために提供（令和元年9月13日提供）した情報であり、かつ、田辺市が公にするためにした発表会見を受けたマスコミ各紙が田辺市の公表を報道し一般に公になった情報である。このことから一般的に公になった情報は不開示規定に該当せず処分は違法である。

四つに、弁護士の名等その他の不開示情報是不開示規定に該当せず処分は違法である。

五つに、公文書の件名が一定特定されているが、他にも該当する文書が存し、その特定が不十分である。



不作為の違法確認・国賠請求訴訟の詳細

審査会をないがしろにしないで！

3月末に和歌山市、4月末に田辺市を相手に相次いで提訴した不作為の違法確認と国賠請求訴訟について、前号ニュースでもお伝えしましたが改めてその詳細及び、田辺市の情報隠しと闘うとして、紀州のドンファン遺産関連を語ります。



松井 暑中お見舞い申し上げます。熱中症にくれぐれも注意されるとともに、新型コロナウイルス感染症も第7派といわれておりこちらにも注意が必要です。

松井 暑中お見舞い申し上げます。熱中症にくれぐれも注意されるとともに、新型コロナウイルス感染症も第7派といわれておりこちらにも注意が必要だ。ロシアの侵略、ウ

クライナ戦争がもうすぐ5ヵ月近くになり被害が一層拡大しています。物価高に円安なども心配です。

迫間 とはいえ、県IR推進室の6月末廃止の報には頬が緩みました。松井 それでいうと、仁坂知事さんが次の知事選に不出馬を表明しました。これにも頬が緩んだのではありませんか。

迫間 提訴が、和歌山市松井 前号ニュースに、「不作為の違法 相次いで提訴」という見出しで、2件の提訴を報じていました。改めて語り合い内容を深めませんか。

迫間 提訴が、和歌山市松井 前号ニュースに、「不作為の違法 相次いで提訴」という見出しで、2件の提訴を報じていました。改めて語り合い内容を深めませんか。

審査会に諮問しないで 裁決を遅延させたいと訴え



迫間 カジノIRの「推進」では、もう出馬できないでしょう。松井 かといって、今更「反対」ともいえない。

迫間 横浜市のようにもなりかねない。松井 そこですよ。それを避けたい、が本音じ

松井 不作為って、するべきことをしないという意味ですよ。松井 不開示に不服がある場合、処分をした同じ行政庁にですが、改めて審査を求める審査請求という手続きがあります。

迫間 内部であっても処分した部署とは異なる部署で見直し判断するという手続きですね。松井 「裁決」というのがその判断の結論です。

迫間 情報公開の不開示処分を不服とする審査請求に関する裁判のようですが、聞き慣れない言葉ですね。松井 不作為って、するべきことをしないという意味ですよ。松井 不開示に不服がある場合、処分をした同じ行政庁にですが、改めて審査を求める審査請求という手続きがあります。

カメラといわれる不開
示情報を直接みて確認
することでもでき、場合
によっては、良い結果
も期待できると。

畑中 その意見は尊重さ
れますので、うまく機
能させたい、審査会を
ないがしろにしない
で、という思いがある
からです。

松井 審査会に意見を聞
くようにすること、

「諮問する」といい、
その回答を「答申」と
いうのでしたね。

迫間 それらと不作為と
の関係は？

畑中 二つの訴訟は、ど
ちらも、原則、審査会
に諮問すべきであるの
に、諮問を行わず裁決
を遅延させているとい
うことの不作為が違法
であるとしてその確認
を求めています。

松井 国賠は、その遅延
の精神的損害の慰謝料
請求ですか。

畑中 そうです。

迫間 訴訟の枠組みは分
かりました。

山市 訴訟 和歌山

「弁明書」作成せず 諮問もせず約7ヵ月放置

迫間 個別の具体的な内
容を伺います。

松井 和歌山市相手の方
でいうと、開示請求し

た対象公文書は、市長
等の「公用メールの送
受信記録」であり、訴
訟提起した3月末時点
で審査請求後7ヵ月経

て審査請求後7ヵ月経
て審査請求後7ヵ月経



過していましたよ。

畑中 審査請求日が昨年
8月30日でしたから。

迫間 諮問すべきである
のに、その間、してい
ない。

畑中 通常、審査請求を
すると、市側が、それ
に反論する「弁明書」

を開示請求者に送付
し、それに対する「反
論書」を開示請求者が
提出するという流れに
なります。

松井 その手続きもしな
かったのですか。

畑中 やっと、提訴後の
5月31日付けで作成し
た弁明書が審査請求者

である原告に送付され
てきたようです。

迫間 では、審査請求人
が作成する反論書はこ
れからです。

松井 遅れていることは
間違いないさそう、とい
えますね。

畑中 そういうことで提
訴したのですが、市側
は、和歌山の弁護士に
委任し、全面的に争う
姿勢です。

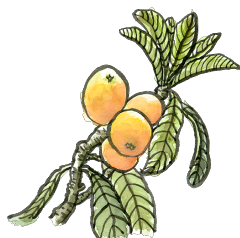
迫間 「通信の秘密とい
う憲法21条2項」とす
る不開示理由は理由に
ならないとしています

た。

畑中 だから、不開示の
取り消しも求めています。
市側はそれも争う
姿勢です。

松井 今後の裁判は？

畑中 次で3回目。9月
6日午前11時ですが、
傍聴ができないウェブ
での準備手続きの予定
です。



田辺市 訴訟

諮問しないまま 審査請求約1年半放置

松井 田辺市相手の方
は？

畑中 不作為の違法確認
を求めた対象となる審
査請求は2件です。

迫間 紀州のドンファン
こと故野崎幸助氏の遺

産に関する資料の開示
請求でした。

畑中 はい、一昨年の4
月と5月に請求したも
ので、一部不開示と全
面不開示だったことか
ら、同年9月と10月に

審査請求 1

のり井で開示された
「限定相続申立書」P1, P2

受付印		家事審判申立書	
収入印紙 800円		(この欄に収入印紙をはる)	
手納郵便切手 84円		400 400 (印紙に押印しないでください)	
関連事件番号			
和歌山家庭裁判所 御中 田辺支部 令和元年10月23日		申立人 (又は代理人)の署名 押印又は記名を要す	
添付書類	1 手続代理委任状 1通 2 財産目録(総括分) (令和元年7月16日付) 写し 1通		
申請人	住所	〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地 電話 0739-(22)5300	
被相続人	フリガナ氏名	田辺市 同 代表者 市長 真砂 充 敏	
申請人代理人	事務所(送達場所)		
	フリガナ氏名		
被相続人	本籍		
	最後の住所		
	職業		
	フリガナ氏名		

申立ての趣旨	
申 立 て の 理 由	
1 当事者	(1) 申立人は、普通地方公共団体であり、 田辺市 である。 (2) 被相続人は、 田辺市 代表者 市長 真砂 充 敏 (3) 被相続人の法定相続人は、以下のとおりである。 田辺市 代表者 市長 真砂 充 敏
2	(1) 田辺市 代表者 市長 真砂 充 敏 (2) 田辺市 代表者 市長 真砂 充 敏
3	(1) 田辺市 代表者 市長 真砂 充 敏 (2) 田辺市 代表者 市長 真砂 充 敏 (3) 田辺市 代表者 市長 真砂 充 敏
4 相続財産の状況	(1) 田辺市 代表者 市長 真砂 充 敏 (2) 田辺市 代表者 市長 真砂 充 敏
5 結論	以上より、 田辺市 代表者 市長 真砂 充 敏 が、 田辺市 代表者 市長 真砂 充 敏 の限定相続を請求する。申立ての趣旨のとおり審判を求めらる次第である。

あから
さまな
不利益
転換

真砂市長が公表可能として
報道関係者に提供した情報
真砂市長が不開示に！

田辺市の情報隠しと闘う

松井 1面で報じている
「開示」から「不開示」
に不利益変更した情報は、
どんな情報なの？
畑中 遺言者(被相続人)
すなわち故野崎幸助さ
んの
「故人の氏名、職業、
死亡年月日、遺言の

「不開示条項に該当す
る意向を市が一般に公
表した時に。」
畑中 そうです。その上、
審査請求2の「井明書」
(令和3年4月16日付
け)で次のように真砂
市長は主張されていま
す。

「非開示条項に該当す
る。」
追問 確認しますが、真
砂市長が、非開示条項
に該当することを踏ま
えながら、公表可能な
情報を提供したとする
情報であるから開示し
たのに、それを、不開
示に転じたのですか。

する情報」
です。

松井 その情報は、田辺
市が公にしたのでした
ね。確か、遺産を受け
る意向を市が一般に公

表した時に。」
畑中 そうです。その上、
審査請求2の「井明書」
(令和3年4月16日付
け)で次のように真砂
市長は主張されていま
す。

ることを踏まえ、関
係者のプライバシー
に配慮しつつ、遺贈
を受けて市民の財産
となるべきものの内
容を説明するために
必要な限度で、公表
可能な程度に整理し
て提供したものであ
る。」

畑中 そうです。
松井 あからさまな「不
利益」転換。
追問 自ら公表可能と言
っているのに。
松井 一般に公表した情
報なのに改めて隠す意
味ありますか。
畑中 分かりません。
追問 訳の分からない対
応に翻弄されています
ね。

松井 一方、変更決定で、
全面不開示が解消され
たのですか？
畑中 限定相続申立書と
いう開示請求の開示資
料を本頁に掲載しまし
た。ご覧下さい。核心
部分の情報がのり井な
ので、実質的に全面不
開示と大差はありません。



形式的受遺者・田辺市の動向

遺言を本物といえる

確実な事実なければ

法定相続人に配慮ある対応を！

松井 紀州のドンファン

遺産の形式的受遺者となった田辺市の動向などを伺います。

畑中 現在、遺言無効の訴えの裁判中ですが、遺言者死亡で、形式的

遺産に目がくらんでいように見えます。

迫間 それはどうして？

松井 遺言無効の裁判に補助参加し、遺言書が

本物といえる確実な事実が乏しいのに、実質の受遺者になろうと

していると思われるからです。

迫間 直接、被告として

訴えられたなら、やむを得ないですが、そうではないからですか。

畑中 訴えの被告となる

直接の相手方は、遺言執行者のはずです。遺言が無効になれば、受

遺者でなくなるとい

関係にあるから、被告

を補助するために参加できる仕組みです。

松井 補助参加しない選択も可能でしょう。

畑中 もちろんです。被告の遺言執行者は弁護士

です。手は抜くということとはほぼほぼ

考えられません。

松井 そこですよ。わざわざ、市が、高い費用

に公金をかけ、弁護士を雇ってまで、訴訟参加しなくてもよいとい

えませんか。

畑中 訴訟戦略で、遺言書が本物や偽物にな

たりするものではないです。市に、遺言書を本物といえる確実な

事実があれば、それを遺言執行者に提供して訴訟に生かすことができます。

松井 本物とする事実や証拠がないなら、仮に、

遺言が無効となったとしても、それは自然のことですよ。

迫間 遺言執行者の弁護士と判決の結果に委ね

る選択肢もあったと。

松井 そうです。遺言が本物か否かの調査は遺産を受ける意思を明らかにする前にしておくべきです。

畑中 ですね、それで、本物といえる確実な

事実がないなら、市としては正規の法定相続人の権利を侵害しないよう配慮すべきです。



紀州のドンファン受遺者めぐる動向

2018/ 5/ 24	野崎幸助氏が自宅で亡くなる。
8/ 9	和家裁田辺支部から遺言書の検認通知届く。
9/ 12	検認手続き終了。形式上田辺市が包括受遺者に。
2019/ 1/ 31	相続財産管理人選任申立行方。
4/ 1	市、手続きを弁護士に委任。
7/ 16	同管理人、財産総括報告書提出。
8/ 20	会派代表者会議に遺産を受ける意向を報告。受ける議会議決を提案するが、議決提案が受け入れられなかった模様。 (負債多いがそれを大幅に上回る資産約13億2千万円に及ぶことを報告)
9/ 13	遺産を受ける意向を公表。 (故人名、経緯、遺産の概要を公表)
9/ 27	遺産受ける手続き費6540万円予算議決(遺産受ける議決ない)。
10/ 23	限定相続の申立行方。
? / ?	遺言執行者選任申立行方。
2020/ 3/ 25	手続き費 1億1698万円予算議決。
4/ ?	遺言書無効の訴え起こる。
? / ?	補助参加人として市訴訟参加。
現在に至る	

迫間 一覧表には、市議会の遺産を受けることの議決がないとしています。ほんとうですか。松井 じゃあ、遺産受け



松井 真偽に踏み込んで検討し、遺言が本物といえる確実な事実がないなら、代理人を雇い補助参加する費用を認めるべきではなかった、ですよ。

松井 形式上、受遺者になってからのお話です。費用の予算が議決されているのは何故？

松井 真偽に踏み込んで検討し、遺言が本物といえる確実な事実がないなら、代理人を雇い補助参加する費用を認めるべきではなかった、ですよ。

松井 形式上、受遺者になってからのお話です。費用の予算が議決されているのは何故？

弁護士委託料 最も高額支出 約1500万円

松井 弁護士委託料には、着手金や、報酬金、実費経費があるのでしよう。

松井 顧問料的に毎月発生するような委託料支出もあるようです。また、裁判になると最終時に発生する報酬もあるはずですよ。

松井 特定は不可能ですが、市は、弁護士に今年2月末までに合計約3820万円支払っています。

松井 補助参加しなければ、必要のない支出ですよ、それは。

松井 補助参加しなければ、必要のない支出ですよ、それは。

松井 補助参加しなければ、必要のない支出ですよ、それは。

田辺市議会 議決に関する報告書 (別紙) (会派代表者会議資料)

議決に関する整理について

1. 遺贈を受ける場合における議決

本件については、

民意を図るべく、議会の議決を経るべきであるとする。

なお、具体的な議決の方法については、以下の手法によることとする。

ア、地方自治法第96条第2項の規定に基づき制定されている「田辺市議会の議決すべき事件を定める条例」の一部を改正し、本件遺贈の承認に関し、議決しなければならない事件として追加する。

イ、「田辺市議会の議決すべき事件を定める条例」の規定に基づき、遺贈を承認する議案を提出する。

ウ、遺贈を承認する議案と併せて、裁判所への申立手続等をはじめとした各種課題解決のための弁護士委任等に要する費用のうち、年度内に必要となる費用の補正予算案を提出する。

ただし、の動向により、「田辺市議会の議決すべき事件を定める条例」の一部改正については専断によらざるを得ない可能性もあり、遺贈を承認する議案と補正予算案の提出の時期についても、会期冒頭又は会期中の提案となるなど、四圍の状況により弾力的に対応しなければならないと考えられる。

2. 遺贈を放棄する場合における議決

相続放棄は、これによって生ずる法的な結果に着目すれば、債権や物権などの財産の取得を妨げる行為であるものの、地方自治法第96条第1項第10号にいう権利の放棄が、主として財産権である債権の放棄を意味するものと解されており、また、そもそも相続放棄自体が財産権に属するものではなく身分行為(非財産権)であることからすれば、地方自治法にいう権利の放棄に該当しない可能性があると考えられる。

とは言え、多くの自治体が遺贈等の放棄の場合において、議会の議決を経ていることに鑑みれば、本件について遺贈の放棄を行う場合であっても、地方自治法第96条第1項第10号に基づく議会の議決を経ることが望ましいと考えられる。

3. 議案等提出の時期

であることから、その日までに遺贈の承認又は放棄の結論を出さなければならない。

現在、市代理人弁護士を通じ、

が不明である。

支出命令決議書

経費科目	金額	備考
経費科目	15,059,000	
経費科目	2,693,398	
経費科目	12,365,602	

令和2年度 支出命令番号 16637

支出命令額 ¥15,059,000

控除命令額 ¥2,693,398

差引支払額 ¥12,365,602

所属 21041000 総務部契約課

会計 01 一般会計

予算区分 3 経費明許費

事業番号 00577 その他一般管理に要する経費

助成内訳番号 00256 弁護士委託料

款 02 総務費

項 01 総務管理費

目 08 その他一般管理に要する経費

事業 00 01 その他一般管理に要する経費

節 0012 委託料

細目 0018 弁護士委託料

000

債権者 田辺市

債権者住所 田辺市

債権者名称 田辺市

債権者代表 田辺市

田辺市会計管理事務 上記の金額を徴収しました。

令和2年6月5日

収入 印紙

印紙 2,693,398

住所 333112020000016637323110



当面の予定

7月19日 PM2:00～
ニュース発送作業日

7月28日 PM6:00～
全員会議

8月30日 PM2:00～
編集会議

9月6日午前11時
不作為違法訴訟（相手：和歌山市）

9月13日 PM2:00～
ニュース発送作業日

9月16日午前11時
不作為違法訴訟（相手：田辺市）

9月22日 PM6:00～
全員会議

9月24、25日 米子大会
第29回全国市民オンブズマン大会



次回会員会議のご案内

日時 7月28日(木)午後6時～

場所 和歌山合同法律事務所会議室

こぞってご参加下さい。